

○内閣府令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

- 一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の二の三第一項第二号
- 二 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十七条第一号ニ

三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年

大蔵省令第九号）第一条の三第八項第二号

四 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の三第一項第二号

五 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十八条第十六号

六 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第四十九条第二項

附 則

この府令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。